

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程

昭和四十年三月二十六日告示第二百四号
最終改正 令和八年三月三十一日告示第二百三十四号

(趣旨)

第一条 この規程は、宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第五条の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十条に規定する特定書類（以下「名簿等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 宅地建物取引業法施行規則第五条第一項の規定に基づき、埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号埼玉県都市整備部建築安全課内に設置する。

(閲覧の時間)

第三条 閲覧所における名簿等の閲覧時間は、午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時四十五分までとする。

(定期休日)

第四条 閲覧所の定期休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

(閲覧時間の変更及び臨時休日)

第五条 名簿等の整理その他必要がある場合は、閲覧所における名簿等の閲覧時間を変更し、又は定期休日のほか、臨時に休日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示し、及び埼玉県ホームページに掲載する。

(閲覧手続)

第六条 名簿等を閲覧しようとする者は、当該職員の指示に従って閲覧しなければならない。
2 当該職員は、必要があるときは、閲覧件数の制限その他の制限をすることができる。
3 当該職員は、名簿等を閲覧しようとする者から電子情報処理組織を使用する方法により閲覧の申請を受け付けた場合は、閲覧所における閲覧に代えて、名簿等に係る電磁的記録に記録されている事項を、電子情報処理組織を使用して閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法により閲覧させることができる。

(名簿等の持出禁止等)

第七条 閲覧所において名簿等を閲覧する者は、名簿等を閲覧所の外に持ち出してはならない。
2 電磁的記録に記録された名簿等を閲覧する者は、名簿等の編集、加工、改ざん、流用及び第三者提供等の行為をしてはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 第六条第一項若しくは前条に違反し又は当該職員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそれらのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則 (略)